

# 三木市地域密着型サービス第三者評価受審頻度緩和認定申請要領

平成 24 年 4 月 1 日 施行

平成 31 年 1 月 1 日 改正

地域密着型サービス第三者評価受審頻度の緩和に係る申請要領については下記のとおりとする。

## 1 受審頻度緩和の要件

次に掲げる要件を満たす場合は 2 年に 1 度の受審を認める。

- (1) 過去に第三者評価を 5 年間継続して実施していること。
- (2) (1) により実施した「自己評価及び第三者評価結果（省令別紙 4 の 1 又は兵庫県が公開する様式 1）及び「目標達成計画」（省令別紙 4 の 2 又は兵庫県が公開する様式 2-1）を三木市に提出していること。
- (3) 運営推進会議が、前年度に 6 回以上開催されていること。
- (4) 前年度に開催された運営推進会議に、三木市の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- (5) (2) に掲げる「自己評価及び第三者評価結果」のうち、外部評価項目の 2, 3, 4, 6（兵庫県が公開する第三者評価項目の 9）の項目の実施状況が適切であること。

## 2 事業者の申請手続

事業者は、様式 1 の「地域密着型サービス第三者評価受審頻度緩和認定申請書」に記入し、下記の書類を添付の上、市長に提出する。

- (1) 直近の受審から数えて 5 年前までの受審に係る「自己評価及び第三者評価結果」及び「目標達成計画」の写し（過去 5 年間の間に受審頻度緩和認定証明書の交付を受けている場合は、認定証明書の写し）
- (2) 申請する年度の前年度に実施した運営推進会議の議事録等（出席者が分かるもの）

## 3 認定

三木市は、事業者からの申請書を確認し、受審頻度緩和の要件を満たしていると判断した場合は、様式 2「地域密着型サービス第三者評価受審頻度緩和認定証明書」を事業者に交付する。

受審頻度緩和期間は、直近に受審した第三者評価の評価確定日の翌日から 2 年間

とし、この間に第三者評価を1回受審すれば「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める第三者評価を適正に受審したものとする。

なお、受審頻度緩和の認定は自動的に期間延長をしないため、この期間が終了した後に、引き続き受審頻度緩和の認定を受けることを希望する場合は、再度申請を行う必要がある。

## 地域密着型サービス第三者評価受審頻度緩和認定申請書

三木市長様

年 月 日

事業者名

代表者名

印

地域密着型サービス第三者評価制度の受審頻度緩和の認定を申請します。

事業所名		
事業所の所在地		
事業所の責任者名		
連絡先電話番号		
直近に受審した第三者評価確定日		
添付書類		チェック欄
直近の受審から数えて5年前までの受審に係る「自己評価及び第三者評価結果」及び「目標達成計画」の写し		<input type="checkbox"/>
申請する年度の前年度に実施した運営推進会議の議事録（出席者が分かるもの）		<input type="checkbox"/>
過去5年間の間に受審頻度緩和の認定通知書の交付を受けている場合は、認定通知書の写し		<input type="checkbox"/>
受審頻度緩和要件チェック		チェック欄
過去に第三者評価を5年間継続して実施している。		<input type="checkbox"/>
「自己評価及び第三者評価結果」及び「目標達成計画」を、受審毎に三木市に提出している		<input type="checkbox"/>
運営推進会議を、前年度に6回以上開催している。		<input type="checkbox"/>
前年度に開催した運営推進会議に、三木市の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席している。		<input type="checkbox"/>
「自己評価及び第三者評価結果」のうち、第三者評価項目（2，3，4，6の項目）の実施状況が適切である。		<input type="checkbox"/>
備考		

地域密着型サービス第三者評価制度受審頻度緩和認定証明書

年 月 日

(事業者名)

(代表者名)

様

三 木 市 長

印

平成 年 月 日付けで提出のあった地域密着型サービス第三者評価制度受審頻度緩和認定申請については、下記のとおり受審頻度の緩和を認定します。

事業所名	
事業所の所在地	
受審頻度緩和期間	年 月 日 ~ 年 月 日

受審緩和の期間に、地域密着型サービス第三者評価を1回受審すれば「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める地域密着型サービス第三者評価を適正に受審したものとする。